

特別寄稿

特別寄稿

（以下は、背景として提供された文章の要約と補綴です。元の文章は非常に淡く、多くの部分が読み取れませんが、その内容に基づいて整理します。）

この文章は、日本の政治や社会に関する論議を含んでいると見受けられます。文中には「日本国憲法」、「民主主義」、「自由主義」などのキーワードが散見され、作者は現在の状況を批判的に分析し、将来の方向性を示唆している可能性があります。

また、文中には「戦後」、「戦前」といった歴史的な区切りが示されており、過去の出来事や政策が現在の議論にどのように影響しているかを論じている部分があります。

全体的なトーンは、冷静な分析と批判的考察に基づいたものであることが推測されます。作者は読者に、現状を客観的に見直し、より良い社会の実現に向けた行動を促しているように感じられます。

暴力団対策における官民の協力について

公益財団法人暴力追放広島県民会議 副会長（広島県警察本部長） 名和 振平



1 暴力団勢力の推移

警察における組織犯罪対策の目標は、暴力団等の犯罪組織を弱体化させ、さらには、これを壊滅することにある。その目標の達成度合いを何によって測定するかということについては、様々な考え方があり得るが、重要な指標としては、暴力団構成員に準構成員等（注1）を加えた暴力団勢力の推移が挙げられよう。なお、警察庁が実施している政策評価のうち、組織犯罪対策に関する実績評価においても、暴力団構成員等（「暴力団勢力」と同義）の数を業績指標の一つとしており、その達成目標は、暴力団構成員等の数を前年より減少させることである。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、いわゆる暴力団対策法が制定された平成3年、暴力団の勢力は、全国で9万1千人であった。暴力団対策法施行後、暴力団勢力は、いったんは減少し、平成7年には8万人を下回ったが、その後、再び増加し、平成16年には8万7千人に達した。なお、この数は平成5年と、おおむね同じ水準であるが、平成5年には、暴力団勢力の約6割が暴力団構成員であったのに対し、平成16年には、暴力団勢力に占める暴力団構成員の比率は約5割にまで低下している。ちなみに、この平成16年という年は、警察庁に組織犯罪対策部が新設されるなど、全国の警察において、戦略的な組織犯罪対策を推進するための体制が整えられた年でもあった。暴力団勢力は、平成16年をピークとして、減少傾向に転じるが、平成22年に8万人を下回ってから、その減少のスピードが速くなり、平成27年の暴力団勢力は4万6900人となった。なお、暴力団勢力に占める暴力団構成員の比率は4割強という水準にまで低下している。平成17年から22年までの5年間における暴力団勢力の減少数は1万人に満たないが、平成22年から27年までの5年間の減少数は3万人を超えており、このことから、平成22年頃を境として、暴力団を巡る情勢が大きく変化したことが窺われる（注2）。

2 暴力団排除活動の進展

このような急激な変化をもたらした大きな要因が、全国の地方公共団体での暴力団排除条例の制定であったことは間違いないと思われる。平成22年以降、全国で制定されることとなる包括的な対策が盛り込まれた暴力団排除条例の先駆けとなったのは、平成21年に制定され、翌年4月に施行された福岡県暴力団排除条例である。福岡県内では、平成18年から20年にかけて、建設業者等に対する拳銃発砲事件が22件発生しており、これらの事件は、下請工事参入を含めた権益保持、資金獲得を目的とするものと推測されることなどが指摘されている。こうした状況において、事業者が、その事業活動に関する取引等において、暴力団を排除することは、相当の決意と勇気を必要とするものであったと想像されるが、暴力団排除条例の制定は、暴力団員等に利益を提供する事業者を規制することを通じ、悪質な事業者が暴力団を利用して不当に有利な立場に立とうとすることを防止して、まじめな事業者による暴力団排除の取り組みを後押ししようとするものであったと言えよう（注3）。広島県においても、平成23年4月に、同様の条例が施行されるなど、条例制定の動きは全国に波及し、同年10月の東京都及び沖縄県での条例の施行により、全ての都道府県において、暴力団排除条例が施行されることとなった。これらの条例では、都道府県の事務事業に係る暴力団排除措置に関する規定も盛り込まれ、都道府県が結ぶ契約の相手方等が暴力団関係者でないことを確認する措置を講ずることなどが定められているが、市町村においても同様の措置を講ずるなどのため、市町村での条例制定の動きも広がった（注4）。暴力団排除条例が、短期間のうちに多くの地方公共団体で制定されることになったのは、平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会によって、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が示されたことなどにより、「反社会

的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものである」とか、「反社会的勢力との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請である」といった基本的な認識が浸透していたためでもあろう。

暴力団の弱体化、さらには壊滅という目標を実現するために、刑罰法令の適用をはじめとする暴力団の取り締まりが重要であることは当然であるが、組織の上層部の組員を検挙し、一定の期間、社会から隔離することができても、暴力団という組織においては、別の組員が検挙された組員の穴を埋めるなどするため、そのことだけでは決定的な打撃にはなりにくい面もある(注5)。これに対して、暴力団排除条例は、暴力団対策法による不当要求行為の規制と相まって、暴力団員等が不当な利益を獲得すること自体を困難にし、暴力団という組織の存立を脅かすものであると言える(注6)。このことが、暴力団排除条例の全国的な広がりにより、暴力団勢力が大幅に減少した理由ではないかと考えられる。

暴力団排除条例の制定を契機として、各種の暴力団排除活動が促進され、そのことが、近年の暴力団勢力の大幅な減少に寄与したと考えられるところではあるが、現在においても、なお、暴力団は相当の勢力を有し、市民生活に対する脅威となっている。また、暴力団排除の取り組みが弱まるようなことがあれば、再び、暴力団勢力が勢いを増すとといったことも懸念される。今後も、着実に暴力団排除の取り組みが継続されることが望まれるところである。先にも触れた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」においては、被害防止のための基本原則として、「組織としての対応」、「外部専門機関との連携」、「取引を含めた一切の関係遮断」、「有事における民事と刑事の法的対応」、「裏取引や資金提供の禁止」の5点が示されるとともに、具体的な対応のあり方について記述されている。企業の経営者等においては、平素から従業員に対する教育を行うなど、これらの基本原則に基づく対応を確実に行うことができるようにしておくことが望まれる(注7)。また、警察としても、引き続き、暴力団等との関係を遮断しようとする市民等の身の安全を確保するための保護対策の徹底や、暴力団排除等のための暴力団に関する情報の適切な提供に取り組んでいく必要があると考えている。

3 暴力団離脱者の社会復帰促進

暴力団排除の取り組みが強化されるにつれて、暴力団員が不当な利益を得ることは困難になり、暴力団を離脱したいと考える者も増加してきているのではないかと考えられる。しかし、所属する暴力団から離脱しないように説得されたり、離脱した場合に受ける制裁を恐れたりして、離脱できずにいる者も多いのではないだろうか。また、暴力団離脱後の生活について不安を感じている者も多いであろう。このため、暴力団の弱体化及び壊滅に向けた流れを確かなものとするためには、暴力団を離脱する意思を有する者に対する援護等の措置を強化することが必要であると考えられる(注8)。暴力団対策法の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力追放運動推進センターにおいても、暴力団からの離脱希望者を助けるための事業が実施されているところであり、こうした事業を通じるなどして、民間における暴力団離脱希望者の社会復帰促進の取り組みが強化されることが期待される。特に、暴力団離脱後の生活に対する不安を軽減し、暴力団離脱者の社会復帰を円滑にするためには、離脱後の就労支援が重要である。しかし、事業者にしてみれば、暴力団離脱者を雇用することについて不安を感じることも当然であることから、どのようにして、暴力団離脱者を雇用してもらえ的事业所を増やしていくかが課題であると思われる。

この点に関し、広島県公安委員会が指定した暴力追放運動推進センターである暴力追放広島県民会議では、暴力団離脱者を雇用しようとする事業所を協力事業所として登録し、協力事業所が暴力団離脱者を雇用した場合には、報奨金を支給したり、事業者が損害を受けた場合に見舞金を支給したりする制度を設けている。さらに、広島市では、市が発注する建設工事等に係る入札参加資格の審査において、協力事業所として暴力追放広島県民会議に登録されていることを加点の要素とするという優遇措置を実施することとしている(注9)。そのほか、たとえば、広島県内の暴力団を離脱した者が、他の府県で就労することを可能にするために、各県の警察や暴力追放運動推進センターが連携を強化する取り組みが進められている(注10)。今後、これらの取り組みにより、暴力団からの離脱を希望する者が増加し、また、これ

らの者の円滑な社会復帰を可能にすることで、暴力団の弱体化がさらに進むことが期待される。

- (注 1) 暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの。
- (注 2) 暴力団勢力に関する数値は、警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課等「平成 27 年の暴力団情勢」(平成 28 年 2 月)による。
- (注 3) 田村正博「福岡県暴力団排除条例の意義と今後の課題」(早稲田大学社会安全政策研究所紀要 2011 年 3 月) 参照
- (注 4) 国に関しても、平成 24 年の暴力団対策法の改正により、同法 32 条で、売買等の契約に係る入札に暴力団員等を参加させないようにするための措置を講ずるものとするなどについての責務規定が設けられている。
- (注 5) 罪を犯した者に対して適切な刑罰を科すことは、法秩序の維持のために重要なことではあるが、刑罰が個人の責任を追及するものである以上、犯罪組織の弱体化・壊滅という戦略的な目標を実現するための手段としては不完全なものと言わざるを得ないであろう。ただし、犯罪捜査の過程を通じて、暴力団等が利益を得ている仕組みの実態を解明し、資金源を遮断するといった戦略的な取り締まりが、組織犯罪対策上、重要であることは当然である。
- (注 6) 暴力団の実質的な目的は、暴力団員が、自分が所属する暴力団の威力を利用して資金を獲得することができるようにするところにあると考えられる。(このような目的を有していることは、暴力団対策法による指定暴力団等の指定の要件ともなっている。) 暴力団員等に対する利益供与の規制は、この暴力団の実質的な目的の実現を困難にし、暴力団の存在理由を失わせようとするものと言える。
- (注 7) 「指針」においては、「反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置付けることが必要である」とされている。
- (注 8) 暴力団対策法は、第 28 条で、都道府県公安委員会が、暴力団からの離脱希望者等に対して援護等の措置を講ずるものとするなどを規定し、さらに、同法施行規則第 24 条は、援護の措置の具体的内容について定めている。
- (注 9) 中国新聞 2016 年 7 月 25 日付記事参照
- (注 10) 警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課等「平成 27 年の暴力団情勢」(平成 28 年 2 月) P14 参照